平成２２年（フ）第５７８号
静岡市駿河区丸子芹が谷町10番28号
債務者　齋藤　珠美
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２８４号
東京都町田市高ケ坂1357番地４チェスナットパレスＡ―105
債務者　太田比呂奈
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３１８号
東京都青梅市野上町２丁目４番地の10メゾン河辺207
債務者　中島　　弘
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２８５号
北海道帯広市西２条南10丁目９番地　フジモトビル508号
債務者　市島　英樹
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１４７５号
東京都東村山市多摩湖町１丁目33番地１多摩湖町１丁目第２アパート５―102
債務者　植松　裕美
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６０号
熊本県天草市河浦町﨑津882番地19
債務者　中鋪　芳晴
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第１４２８号
東京都町田市木曽西４丁目25番１号ケヤキハイツ102
債務者　三島　千草（旧姓露木）
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７０３号
静岡県焼津市下江留1854番地　プレミール101
債務者　保科　尚美
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第１４５８号
大阪府松原市三宅中８丁目３番15号
破産者　株式会社大和製作所
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４２１号
堺市東区八下町３丁50番地
破産者　目黒株式会社
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０６０号
堺市中区深阪1904番地
破産者　有限会社泉工芸
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５１号
茨城県鉾田市上冨田734番地
破産者　株式会社マナ
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３８９号
茨城県水戸市米沢町269番地２
破産者　株式会社ア・セラビ
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４４８号
茨城県小美玉市中台534番地
破産者　有限会社北都基礎エンジニアリング
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第９４号
栃木県下都賀郡都賀町大字升塚115番地１
破産者　鈴木木材産業株式会社
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４２６号
栃木県小山市花垣町１丁目15番21号　フローラルパートⅠ202号室、前住所栃木県小山市大字土塔58番地３
破産者　加藤　紀夫
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５３１号
栃木県那須塩原市東豊浦24番地６
破産者　有限会社トータルパック
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５３２号
栃木県那須塩原市下厚崎５番地590　ウィスタリアＣ103、住民票上の住所栃木県那須塩原市東豊浦24番地６
破産者　栗城　　武
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５８５号
栃木県小山市大字間々田1627番地
破産者　鎌田　　實
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係